

ごみの自己搬入 ～混雑緩和についてお願い～

年末年始は、ごみを小川地区衛生組合に自己搬入を利用する方が多く、かなりの混雑が予想されます。

自己搬入を利用する方は、素材ごとに解体・分別してから車に積み込んでください。解体・分別がされていないものについては、原則持ち帰りとなります。また、時間帯や日程等を調整いただくとともに、粗大ごみ以外は人権・情報カレンダーに従って地区の集積所に出してください。混雑緩和にご理解ご協力をお願いいたします。

詳しい搬入時間等は、東秩父村ホームページをご覧ください。

なお、自己搬入の手続き等で不明な点がありましたら、下記までお問合せください。

問合せ 保健衛生課 ☎82-1777



河川などの異常水質事故防止にご協力を

河川や水路に油や薬品などが流れ、魚が死んだり、水道水や農業用水の取水に影響が出る異常水質事故が多く発生しています。

年末の大掃除などの際に、不要な塗料や油、農薬などの取り扱いには十分にご注意ください。決して河川や水路、側溝に流さないようお願いします。

事故対応の費用は、事故原因者の負担となります。

もし、異常水質事故を見つけた場合には、速やかに埼玉県東松山環境管理事務所または役場にご連絡ください。

問合せ 埼玉県東松山環境管理事務所 ☎23-4050
保健衛生課 ☎82-1777



住民福祉課からのお知らせ

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度

本人通知制度とは

住民票の写しや戸籍謄抄本などの不正な取得による、プライバシーや財産の侵害を防ぐため、あらかじめ登録申請をした方に対して、本人の代理人や第三者からの交付請求により住民票の写しなどを交付した際に、お知らせする制度です。

埼玉県内の各市区町村で、平成22年6月1日から一斉に実施しました。

登録に必要なもの

運転免許証などの本人確認資料

手数料はかかりません。

手続きは、原則として本人が来庁し、申請書を提出していただくことになります。詳しくは住民福祉課までお問合せください。

なお、同時に「住民票等の不正取得通知制度」も実施しております。こちらは登録の有無に関わらず、住民票などが不正に取得されたことが明らかになった場合に、ご本人に対して通知をお送りしてお知らせするものです。

問合せ 住民福祉課 ☎82-1226